

## 令和8年第1回砂川市議会定例会

令和8年3月12日（木曜日）第4号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の制定について

- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（12名）

副議長	小 黒	弘 君	議 員	是 枝	貴 裕 君
議 員	石 田	健 太 君		伊 藤	俊 喜 君
	山 下	克 己 君		高 田	浩 子 君
	鈴 木	伸 之 君		中 道	博 武 君
	水 島	美喜子 君		沢 田	広 志 君
	武 田	真 君		辻	勲 君

○欠席議員（1名）

議 長 多比良 和 伸 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長兼 兼 会 計 管 理 者	三 橋 真 樹
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	畠 山 秀 樹
経済部長	野 田 勉
建設部長	斉 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	為 国 泰 朗
病院事務局審議監	倉 島 久 徳
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	下 道 く み こ
-------------	-----------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野 田 勉
-----------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	安	武	浩	美
事	務	局	次	越	智	朱	美
事	務	局	係	野	荒	邦	広
事	務	局	係	佐	々木	健	児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○副議長 小黒 弘君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算

○副議長 小黒 弘君 日程第1、議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について、議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から議案第13号、議案第14号、議案第23号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法の一部が改正され、生後6か月から満3歳未満の乳幼児が保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所等に通うことができる乳児等通園支援事業が創設されるとともに、当該事業の設備及び運営に関する基準は条例で定める事項とされたことから、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過について補足いたしますが、幼稚園または保育所等を利用できる3歳以上の幼児に対し、ゼロ歳から2歳までの乳幼児は保育所等の利用に当たり、保護者の就労等が要件となるため、全国的にその約6割が未就園となっている状況を踏まえ、国は全ての子供の育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに働き方やライフスタイルに関わらない形による支援を強化するため、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児を対象とする乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を令和7年度から制度化し、令和8年度からは給付化することにより全国で本格実施す

ることとしております。この乳児等通園支援事業を行うための設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業や放課後児童健全育成事業と同様に市町村が国の基準に従い、または参酌して条例で定めなければならないと児童福祉法に規定されたことから、内閣府令に準じて制定するものであります。

なお、本条例における市独自条項として、砂川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、第6条第7項に暴力団排除に係る条項を追加しているものであります。

次ページを御覧願います。砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。第1章から第3章まで30条立てで構成しており、第1条から順次ご説明申し上げますが、規定内容につきましては条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第1章は、総則であります。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において使用する用語は、法及び内閣府令において使用する用語の例によるものであります。

第3条は、最低基準の目的の定めであり、最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援の提供により、利用乳幼児の心身ともに健やかな育成を保障するものと定めるものであります。

第4条は、最低基準の向上の定めであり、第1項は市長は児童の保護者等の意見を聞き、乳児等通園支援事業を行う者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告できると定め、第2項は市は最低基準を常に向上させるよう努めるものと定めるものであります。

第5条は、最低基準と乳児等通園支援事業者の定めであり、第1項は支援事業者に対する最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させる義務を、第2項は最低基準を超えて設備を有し、または運営をしている支援事業者に対する最低基準を理由とした設備または運営の低下の禁止を定めるものであります。

3ページになります。第6条は、乳児等通園支援事業者の一般原則の定めであり、第1項は利用乳幼児の人権の配慮及び人格の尊重を、第2項は地域社会との交流・連携及び運営内容の適切な説明を、第3項は支援の質の評価及びその改善を、第4項は外部評価並びにその公表及び改善を、第5項は必要な設備の設置を、第6項は構造設備に係る危害防止への十分な考慮を、第7項は暴力団の排除を定めるものであります。

第7条は、乳児等通園支援事業者と非常災害の定めであり、非常災害に必要な設備及び非常災害に対する具体的計画の作成、避難及び消火に関する訓練等を定めるものであります。

第8条は、安全計画の策定等の定めであり、安全計画の策定及び必要な措置、職員に対する安全計画の周知並びに研修及び定期的な訓練の実施、保護者に対する取組の内容等の周知、定期的な安全計画の見直しを定めるものであります。

第9条は、自動車を運行する場合の所在の確認の定めであり、第1項は事業所外での活動等の移動のために自動車を運行するときの利用乳幼児の所在の確認を定めるものであります。

4ページになります。第2項は、送迎を目的として日常的に自動車を運行するときの利用乳幼児の所在の確認を定めるものであります。

第10条は乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件の定めであり、第11条は乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等の定めであり、職員に係る必要な知識及び技能の習得等、職員に対する資質向上のための研修機会の確保を定めるものであります。

第12条は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の定め、第13条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則の定め、第14条は虐待等の禁止の定めであり、第15条は衛生管理等の定めであり、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用水の衛生的な管理、職員に対する感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修並びに訓練の実施、必要な医薬品等の備え等を定めるものであります。

第16条は、食事の定めであり、食事の提供を行う場合の必要な設備の備えを定めるものであります。

5ページになります。第17条は、乳児等通園支援事業所内部の規程の定めであり、乳児等通園支援事業者が定めておかなければならない事業所の運営についての重要事項を各号に定めるものであります。

第18条は乳児等通園支援事業所に備える帳簿の定めであり、第19条は秘密保持等の定めであり、当該事業所の職員または職員であった者が業務上知り得た秘密の保持を定めるものであります。

第20条は、苦情への対応の定めであり、利用乳幼児またはその保護者等からの苦情の対応、市からの指導または助言を受けた場合の必要な改善を定めるものであります。

第2章は、乳児等通園支援事業であります。

第1節は、通則であり、第21条は乳児等通園支援事業の区分の定めであり、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の定義等を定めるものであります。

6ページになります。第2節は、一般型乳児等通園支援事業であり、第22条は設備の基準の定めであり、第1号から第8号まで、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定めるものであります。

7ページになります。第23条は、職員の定めであり、第1項及び第2項は一般型乳児等通園支援事業所に配置する職員の資格等、従事者の配置基準を定めるものであります。

8ページになります。第3項は、従事者に係る専門の義務及び専門従事者を1人とする

ことができる場合について定めるものであります。

第24条は設備及び職員の基準の特例の定め、第25条は乳児等通園支援の内容の定め、第26条は保護者との連絡の定めであります。

第3節は、余裕活用型乳児等通園支援事業であり、第27条は設備及び職員の基準の定め、第28条は準用の定めであります。

9ページになります。第3章は、雑則であり、第29条は電磁的記録の定め、第30条は委任の定めであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により子ども・子育て支援法の一部が改正され、乳児等通園支援事業の利用者に対して支給される乳児等支援給付費について、市が当該給付費の対象施設として事業者に対する確認の手続を行う際に基準とする特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は条例で定める事項とされたことから、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過について補足いたしますが、令和8年度から全ての市町村において保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満の乳幼児を対象とする乳児等通園支援事業が導入され、特定乳児等通園支援事業を利用する保護者には子ども・子育て支援法に基づく乳児等支援給付費が支給されることとなります。この給付費は、事業者が一定の基準を満たして当該事業を運営していることを市が確認した場合に支給されるものであり、市が確認の手続を行う際に基準とする運営基準については同法において国の基準に従い、または参酌して条例で定めることとされたことから、内閣府令に準じて制定するものであります。

次ページを御覧願います。砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例であります。第1章から第3章まで35条立てで構成しており、第1条から順にご説明申し上げますが、規定内容につきましては条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第1章は、総則であります。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において使用する用語は、法及び内閣府令において使用する用語の例によるものであります。

第3条は、一般原則の定めであり、第1項は特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適

切な内容、水準等で当該支援を提供することにより子供の健やかな成長のために適切な環境を確保することを、第2項は当該支援を利用する支給対象小学校就学前子供の意思及び人格の尊重を、第3項は地域及び家庭との結びつきを重視した運営及び関係機関等との密接な連携を、第4項は責任者を設置する等必要な体制の整備及び職員に対する研修の実施を定めるものであります。

3ページになります。第2章は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準であります。

第1節は、利用定員に関する基準であり、第4条は利用定員の定めであり、1時間当たり及び1か月当たりの利用定員について定めるものであります。

第2節は、運営に関する基準であり、第5条は面接の定めであり、利用申込みを受けた後の給付認定子ども及びその保護者との面談、面談を行うに当たっての文書の交付、面談における重要事項の説明及び保護者の同意等を定めるものであります。

第6条は、正当な理由のない提供拒否の禁止の定め、第7条はあつせん及び要請に対する協力の定め、第8条は乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認の定め、第9条は乳児等支援給付認定の申請に係る援助の定めであります。

4ページになります。第10条は心身の状況等の把握の定め、第11条は特定教育・保育施設等との連携の定め、第12条は特定乳児等通園支援の提供の記録の定めであり、第13条は支払いの定めであり、第1項から第4項まで、保護者が支払う特定乳児等通園支援事業が法定代理受領を受けないときの費用基準額、費用基準額との差額の相当額、支援の便宜に要する費用及び支払いを受けた場合の領収書の交付等を定めるものであります。

5ページになります。第5項は、金銭の支払いをを求める理由を記載した書面による説明及び文書による同意について定めるものであります。

第14条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等の定めであり、法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合の保護者への通知、法定代理受領を行わない場合の保護者に対する支援内容等を記載した証明書の交付を定めるものであります。

第15条は特定乳児等通園支援の取扱方針の定め、第16条は特定乳児等通園支援に関する評価等の定め、第17条は相談及び援助の定め、第18条は緊急時等の対応の定め、第19条は乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知の定めであります。

6ページになります。第20条は、運営規程の定めであり、特定乳児等通園支援事業者が定めておかなければならない事業の運営についての重要事項を各号に定めるものであります。

第21条は、勤務体制の確保等の定めであり、職員の勤務体制、当該事業所の職員による支援の提供、職員の研修機会の確保を定めるものであります。

第22条は利用定員の遵守の定め、第23条は掲示等の定め、第24条は乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則の定めであります。

7ページになります。第25条は虐待等の禁止の定めであり、第26条は秘密保持等の定めであり、職員及び管理者並びに職員であった者が業務上知り得た秘密の保持、他の施設や関係機関に情報を提供する際の保護者の同意等を定めるものであります。

第27条は、情報提供等の定めであり、適切な事業者の選択を可能とする情報提供の実施、虚偽または誇大な広告の禁止を定めるものであります。

第28条は、利益供与等の禁止の定めであり、事業者または事業の対象となる子供等を紹介する対償としての利益供与の禁止を定めるものであります。

第29条は、苦情解決の定めであり、苦情対応の窓口の設置、受け付けた場合の記録、苦情に関して市が行う調査への協力等を定めるものであります。

8ページになります。第30条は地域との連携等の定めであり、第31条は事故発生の防止及び発生時の対応の定めであり、事故発生または再発防止、事故発生時の必要な措置、事故状況等の記録、賠償すべき事項が発生した場合の対応等を定めるものであります。

第32条は会計区分の定めであり、第33条は記録の整備等の定めであり、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備、第2項各号に掲げる記録等の整備及び当該書類の5年間の保存を定めるものであります。

9ページになります。第3章は、雑則であり、第34条は電磁的記録等の定めであり、事業者は書面等により手続を電磁的記録により可能とすること等を定めるものであります。

10ページになります。第35条は、委任の定めであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、子育て支援センターを市内中心部へ移転することにより、市立保育所における環境の拡充を図るほか、子育て支援拠点の利便性を高めるとともに、新たに開始する乳児等通園支援事業等のサービス提供により事業の充実を図り、併せて条文を整理するため、砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過及び概要について補足いたしますが、子育て支援センターは子育て世帯の交流や子育てに関する情報提供、育児相談等を行う施設として平成19年度からさくら保育園に併設して運営を行ってまいりましたが、近年の保護者の就労状況等の変化によりゼロ歳児及び1歳児の潜在的な需要が高まっている状況に加え、児童福祉法の一部改正により創設された乳児等通園支援事業の実施に当たり、新たな保育環境の整備が必要な状況となっていることを踏まえ、新たな保育環境を確保するため、子育て支援センターを地域交流センターへ移転することで保育環境の拡充及び利用者の利便性の向上を図るとともに、乳児等通園支援事業を同センターで実施することにより、保育所等を利用していない子育て家庭への支援の充実を図るものであります。

2ページを御覧願います。砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第23号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容における括弧書きの略称規定につきましては説明を省略させていただきます。

第1条は、砂川市子育て支援センター条例の一部改正であります。第1条は、設置の定めであり、見出しを「目的」に改め、「情報提供」を「情報及びサービスの提供」に改め、「設置する」の次に「ことにより、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする」を加えるものであります。

第2条は、位置の定めであり、「砂川市西5条北14丁目29番地3」を「砂川市東3条北2丁目3番地3（砂川市地域交流センター内）」に改めるものであります。

第3条は、施設の定めであり、全文を改め、見出しを「事業の実施施設」とし、条文を「次条各号に掲げる支援センターの事業は、交流センターの多目的ルーム、プレイルーム及び図書兼交流室において実施する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。」と定めるものであります。

第4条は、事業内容の定めであり、第1号から第3号までの全文を改め、第1号を児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、第2号を法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業、第3号を法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業と定めるものであります。

6ページになります。第4条第4号中「こと。」を「事業」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に第4号として、「次条第4号に規定する児童を対象として、交流センター2階施設の一部を開放する事業」を加えるものであります。

第5条は、使用者の定めであり、見出しを「事業の対象者」に改め、同条中「を使用できる者は、次」を「の事業の対象者は、次の各号」に、「者と」を「市内に住所を有する者と」に改め、ただし書として「ただし、市長が必要と認める者は、この限りでない。」を加えるものであります。

第5条第1号中「市内に住所を有する就学前の児童」を「地域子育て支援拠点の対象となる乳幼児」に改め、同条第2号及び第3号の全文を改め、第2号を「ファミリー・サポートの対象となる子育て支援を必要とする保護者又は子育て支援に協力する者」、第3号を「乳児等通園支援の対象となる乳幼児」と定め、同条に第4号として「交流センター2階施設の一部の使用を希望する児童（6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）」を加えるものであります。

第6条は、使用の許可の定めであり、見出しを「利用の申出」に改め、同条中「を使用しようとする者」を「の事業を利用する者」に、「市長の許可を受けなければ」を「支援センターに申し出なければ」に改めるものであります。

第7条は、使用の制限の定めであり、見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は、」の次に「利用者が」を加え、「支援センターの使用」を「その利用」に、「使用許可を取り消す」を「利用を中止させる」に改め、同条第1号中「認められる」を「認める」に改め、同条第2号中「施設」を「事業で使用する施設」に、「滅失する」を「その」に、「認められる」を「認める」に改め、同条第3号「管理運営上」を「支援センターの事業の実施に当たり、」に、「認められる」を「認める」に改めるものであります。

7ページになります。第8条は、利用料の定めであり、全文を改め、見出しを「利用料」とし、第1項を「第4条に掲げる支援センターが実施する事業の利用料は、ファミリー・サポート及び乳児等通園支援を除き、無料とする。」、第2項を「ファミリー・サポート又は乳児等通園支援の利用者は、市長が別に定める負担金を負担するものとする。」、第3項を「市長は、乳児等通園支援の負担金に関し、当該支援の利用者に特別の事由があると認めるときは、別に定める基準により当該負担金を減免することができる。」と定めるものであります。

第9条は、開所時間及び休所日の定めであり、同条第2項に第4号として「前3号に定めるもののほか、砂川市地域交流センター条例第10条に規定する休館日」を加え、同条第3項中「特に」を「児童開放事業を休所日に実施する場合など」に改めるものであります。

第11条は、損害賠償の義務の定めであり、同条を削り、第12条を第11条とするものであります。

第2条は、砂川市地域交流センター条例の一部改正であります。

第3条は、施設の定めであり、8ページになります。同条中「幼児プレイルーム、児童プレイルーム、ミーティングルーム」を「多目的ルーム、プレイルーム」に改めるものであります。

第9条は、開館時間の定めであり、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第3項として「前2項の規定にかかわらず、多目的ルーム、プレイルーム及び図書兼交流室については、砂川市子育て支援センター条例第9条第1項及び第3項に規定する開所時間によるものとする。」を加えるものであります。

第10条は、休館日の定めであり、第3項として「前2項の規定にかかわらず、2階施設については、支援センター条例第9条第2項及び第3項に規定する休所日によるものとする。」を加えるものであります。

別表は、各施設の利用料金を定めるものであります。9ページになります。表中、幼児プレイルームの項及びミーティングルームの項を削り、同条の備考第6項を削り、備考第7項中「第9項」を「第8項」に改め、同項を備考第6項とし、第8項を第7項とし、第9項から第15項までを1項ずつ繰り上げるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するものであり、第2項は、準備行為であり、この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に資することで、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

制定の経過につきましては、国は犯罪被害者等の権利、利益の保護が図られる社会の実現に向けて平成16年に犯罪被害者等基本法を制定し、令和3年度に策定した第4次犯罪被害者等基本計画において自治体間における支援の格差を解消するため、各自治体での条例制定や見舞金制度の導入を具体策として示し、本市に対しても北海道警察より犯罪被害者等を支援するための条例の制定を要請されており、道内では令和7年4月1日現在94の自治体が犯罪被害者等支援に特化した条例を制定している状況であります。

また、近年は犯罪そのものによる1次被害に加え、インターネット等での誹謗中傷や周囲の無理解による2次被害が深刻な社会問題となっています。住民の日常生活に密着した施策を講じる役割を担っている市といたしまして本条例の制定により支援の重要性を広く地域社会に発信し、基本理念の共有と市民の理解増進を図るものであります。

次ページを御覧願います。砂川市犯罪被害者等支援条例であります。全13条で構成するものであり、順にご説明申し上げますが、規定の内容につきましては条文の要旨を申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、この条例は、基本理念を定め、犯罪被害者等の被害の回復や生活の再建を支援するため、市の責務、市民、事業者の役割を明確にし、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的として定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、条例において用いる用語の意義を規定するもので、第3号は支援の対象となる犯罪被害者等について明確に定めるものであります。

第3条は、基本理念の定めであり、犯罪被害者等が尊厳を持って平穏な生活を取り戻せるよう、個人の尊厳の尊重、被害者の視点に立った支援及び包括的かつ継続的な支援等、犯罪被害者等支援の基本となる考え方を定めるものであります。

2ページです。第4条は、市の責務の定めであり、基本理念に基づき、犯罪被害者等へ

の支援の施策を講じなければならないと定めるものであります。

第5条は、市民等の役割の定めであり、基本理念に基づき、犯罪被害者等の状況及び支援の必要性について理解を深め、2次被害の防止に十分配慮するとともに、市等が実施する施策に協力するよう努めるものと定めるものであります。

第6条は、事業者の役割の定めであり、基本理念に基づき、犯罪被害者等の状況及び支援の必要性について理解を深め、2次被害が生じることがないように配慮し、市等の当該支援の施策に協力するとともに、その犯罪被害者等の雇用環境に十分配慮するよう努めるものと定めるものであります。

第7条は、相談及び情報の提供等の定めであり、犯罪被害者等が安心して日常生活を営めるよう、直面している問題の相談対応や情報の提供、関係機関等との連絡調整を行うことを定めるものであります。

第8条は、見舞金の支給の定めであり、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、規則で定める対象者に対し遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円を支給するものであります。

第9条は、居住の安定の定めであり、公営住宅への入居における配慮等の必要な支援を行うことを定めるものであります。

3ページです。第10条は、安全の確保の定めであり、犯罪被害者等への再被害や2次被害を防止し、防犯指導や個人情報の適切な取扱いの確保等、必要な施策を講ずることを定めるものであります。

第11条は、市民等及び事業者の理解の増進の定めであり、市民等の理解を深めるため、情報提供等の必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第12条は、支援の制限の定めであり、社会通念上適切でないと認める場合は犯罪被害者等の支援を行わないことができることを定めるものであります。

第13条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、第2項は、適用区分であり、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等について適用するものであります。

4ページを御覧願います。続きまして、議案第15号附属説明資料、砂川市犯罪被害者等支援条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定め、第2条は定義の定め、第3条は見舞金の支給対象者の定めであり、第1項第1号は遺族見舞金、第2号は重傷病見舞金の支給対象者を定めるものであります。

第4条は、遺族の範囲及び順位の定めであり、第1項第1号から第3号までは遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲、第2項は遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位、第3項は遺族見舞金の支給を受けることができない遺族についてそれぞれ定める

ものであります。

5 ページです。第 5 条は、見舞金の支給制限の定めであり、第 1 号から第 7 号までの各号に該当すると認めるときは、見舞金を支給しないことができると定めるものであります。

第 6 条は、見舞金の支給申請の定めであり、第 1 号及び第 2 号において各見舞金の支給申請に必要な書類について定めるものであります。

6 ページです。第 7 条は見舞金の支給申請の期限の定め、第 8 条は見舞金の支給決定等の定め、第 9 条は見舞金の支給決定の取消し等の定め、第 10 条は報告等の定め、第 11 条はその他の定めであります。

7 ページです。附則として、第 1 項は、施行期日であり、この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとし、第 2 項は、砂川市営住宅管理条例施行規則の一部改正であり、犯罪被害者等の公営住宅入居における配慮及び支援のため、当該規則の一部を改正することを定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、私から議案第 16 号、議案第 20 号、議案第 24 号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第 16 号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、畑地における営農に必要な用水の確保及び配水を目的として、北海道が土地改良事業により整備した上で市が移譲を受けた畑地かんがい用水施設の適正な管理に当たり必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

初めに、本条例の制定の経過であります。北海道が実施している道営農業農村整備事業により、畑地における営農に必要な用水の確保及び配水を目的として袋地地区に造成される畑地かんがい用水施設については揚水機場の一部が令和 6 年度に竣工し、令和 7 年度に北海道から土地改良財産として竣工分の譲与を受け、市へ移管されることから、当該畑地かんがい用水施設の適正な管理を行うため、使用対象者、使用者の責務及び管理業務の委託等の必要な事項を定めるものであります。なお、当該畑地かんがい用水施設については、令和 7 年度から令和 9 年度まで竣工分の財産譲与を受けることで全ての施設が市へ移管される予定であり、令和 10 年度中に地域における農業振興のために供用を開始する予定であります。

それでは、2 ページを御覧願います。砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定についてであります。14 条立てで構成されており、第 1 条から順次ご説明申し上げます。規定内容につきましては、条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第 1 条は、趣旨の定めであり、北海道が土地改良事業で整備し、市が移譲を受けた畑地かんがい用水施設（以下「畑かん施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるもの

であります。

第2条は、定義の定めであり、畑かん施設とは、揚水機場（取付護岸、取水口、導水路等をいう。）、用水設備、給水設備、リールマシン等の施設と定めるものであります。

第3条は、名称及び用水区域の定めであり、名称は砂川市袋地地区かんがい用水施設と定め、用水区域は砂川市北光の一部（畑かん施設の整備完了区域）と定めるものであります。

第4条は、使用対象者の定めであり、畑かん施設を使用できる者は、畑かん施設によって利益を受ける者であって、土地改良法第3条に規定する資格を有するものであり、ただし市長が特に認めた者は、この限りでないとするものであります。

第5条は、使用許可の定めであり、畑かん施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとするものであり、第2項は管理上必要があると認めるときはその使用について条件を付すことができると定めるものであり、第3項は畑かん施設を使用させることにより各号のいずれかに該当すると認められるときは使用を許可しないことができると定めるものであります。

第6条は、使用内容の変更の定めであり、畑かん施設の利用者は、当該許可を受けた内容を変更する場合、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとするものであります。

次ページを御覧願います。第7条は、利用者の責務の定めであり、第1項は利用者の善良な注意義務をもって畑かん施設を使用しなければならないとするものであり、第2項は利用者は畑かん施設を破損した場合は速やかに市長に届け出るとともに、市長の指示するところにより適切な措置を講じなければならないとするものであります。

第8条は、施設の布設替え、改修等の定めであり、利用者は、畑かん施設の布設替え、改修等の工事を行うとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとするものであります。

第9条は、工事費用の負担の定めであり、第7条第2項の措置及び前条の布設替え等の工事に要する費用は利用者の負担とし、ただし市長が必要と認める場合は、当該費用の全部または一部を市が負担することができるとするものであります。

第10条は、使用の中止の定めであり、利用者は、畑かん施設の使用を中止する場合は速やかに市長へ届け出なければならないとするものであります。

第11条は、給水の制限または停止の定めであり、第1項は市長は畑かん施設による給水を制限し、または停止しようとする場合はその日時及び区域を定め、利用者に周知すると定めるものであり、第2項は給水を制限し、または停止しようとするにより利用者に損害が生じた場合にあつては市はその責めを負わないとするものであります。

第12条は、使用料の定めであり、使用料は徴収しないと定めるものであります。

第13条は、管理業務の委託の定めであり、第1項は市長は畑かん施設の管理業務の全

部または一部を畑かん施設の使用者により組織された組合に委託することができることと定め、第2項は前項に規定する組合は受託した管理業務に要する費用を負担するものとする定め、定めるものであります。

第14条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次ページを御覧願います。議案第16号附属説明資料、砂川市畑地かんがい用水施設管理条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定め、第2条は定義の定め、第3条は使用の許可の定め、第4条は使用内容の変更許可の定め、第5条は工事の施工許可の定め、第6条は使用中止の届出の定め、第7条は施設の管理協定書の定め、次ページを御覧願います。第8条は、その他の定めであります。

附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、農業委員会委員の報酬に関し、現行の月額支給を月額の基本分及び年間を通じての農地利用最適化活動に係る実績分に区分した上で支給するよう改めるとともに、鳥獣被害対策実施隊員の報酬に関し、出勤機会の増加や猟銃用の弾丸の価格上昇等を踏まえ、日額加給金の支給単位及び金額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、2ページを御覧願います。本条例を改正する経過であります。国は担い手の農地等の利用の集積、集約化等を行う農地利用最適化活動について農業委員会委員が中心的な役割を果たしながら進めていくよう、令和8年度から同委員を対象とする交付金を措置し、市では同委員の月額報酬に充当することで活用してきました。全国的にも同様の取組が多く、交付金が当該活動の実績に応じた支給となるよう国からの通知が発出されたことを受け、農業委員会から市に対し、委員報酬を月額の基本分及び当該活動の実績分に区分するよう条例改正を行うよう要請がなされたことから、改正するものであります。

また、鳥獣被害対策実施隊員の報酬額に関し、近年は市街地を含めヒグマ等の出没が相次ぐ状況にあります。現行規定ではヒグマ対策の出勤並びに猟銃によるヒグマ及びエゾシカの駆除に係る日額の報酬の加給は1日単位の支給となっていることから、出没回数または駆除頭数に応じた支給単位に改めるとともに、出勤に要する諸経費や猟銃用の弾丸の価格が上昇していることなどを踏まえ、加給の金額について増額するため、改正するものであります。

砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

3ページを御覧願います。第1条、砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、第2条は報酬の定めであり、第2条中「非常勤職員には、」の次に「年額、」を加えるものであります。

別表（第2条関係）、農業委員会委員の項、報酬額の欄中、「月額 3万9,900」を「月額 1万5,960」、「年額 市長が別に定める額」に改め、当該年額の備考欄に「上限額を28万7,280円とする。」を加えるものであります。

5ページを御覧願います。第2条、砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、7ページを御覧願います。別表（第2条関係）、鳥獣被害対策実施隊員の項中「、3,700円」を「1回当たり4,800円」に、「、1,800円」を「1頭当たり4,500円」に改めるものであります。

附則として、第1項及び第2項は施行期日等であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された農業委員会委員の報酬は、新条例の規定による報酬の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により、砂川市農業委員会が担ってきた農地の売買に伴う所有権の移転登記等に関する事務処理は公益財団法人北海道農業公社に移管されたことに伴い、当該事務処理の手数料に係る規定を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、2ページを御覧願います。本条例を改正する経過であります。国は農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速されている現状を踏まえ、地域の農地が適切に利用されるよう農地の集積を一層進めていくため、令和7年度から農地の売買等について市町村が作成する農用地利用集積計画を廃止し、農地中間管理機構、公益財団法人北海道農業公社が作成する農用地利用集積等促進計画において農地売買等事業について定めることとする

等の農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われました。市農業委員会では令和6年度に議決した農用地利用集積計画に係る農地所有権の移転登記等を令和7年度中に完了しており、令和7年度以降分につきましては北海道農業公社が所管していることから、当該事務処理に係る手数料の規定を削除するため、改正するものであります。

砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第24号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表（第2条関係）中、所有権移転の登記の項から土地の表示の変更の登記の項までを削るものであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君（登壇） 私から議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、令和8年度に砂川市立義務教育学校が開校することに伴い、砂川市地域交流センターの利用料金に係る小中学生等を対象とした免除規定を改めるとともに、砂川市体育施設の利用料金表における小中学生の区分に定義等を加えるため、砂川市地域交流センター条例等の一部を改正するものであります。

初めに、改正の経過について補足いたしますが、砂川学園に通学する児童生徒については前期課程6年間及び後期課程3年間による1年生から9年生という呼び名になるため、これまで小学生、中学生としている規定について改める必要があり、砂川市地域交流センター条例及び砂川市体育施設条例の料金設定に係る規定について改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、この改正は条本文を改正するものではなく、条文に関連する別表の備考の部分を変更しようとするものであります。

第1条は、砂川市地域交流センター条例の一部改正であります。別表2（第13条関係）の4ページになります。備考の第2項中「市内に在住又は市内の学校に通学する小学生、中学生及び高校生」を「市内の学校（義務教育学校及び高等学校に限る。）に通学する児童生徒又は市内に在住し、市外の学校（小学校、中学校、高等学校等をいう。）に通学する児童生徒」に改めるものであります。

5ページです。第2条は、砂川市体育施設条例の一部改正であります。別表第1、砂川

市総合体育館使用料（第9条関係）の6ページです。備考の第6項中「中学生以上」を「中学生（義務教育学校後期課程等の生徒を含む。）以上の者」に改め、第10項として「小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。」を加えるものであります。

以下、別表第2、砂川海洋センター使用料（第9条関係）から10ページ、別表第6、砂川市営陸上競技場使用料（第9条関係）まで、別表第1と同様にそれぞれ備考に「小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。」を加えるものであります。

11ページです。附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君（登壇） 私から議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、病院事業職員に支給する扶養手当に関し、国家公務員及び市職員については令和8年度より配偶者に係る同手当が廃止される等の見直しが行われることから、同様の支給内容となるよう改めるとともに、その他の手当についての規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。改正の経過として、国家公務員の給与改定において共働き世帯が増加している実態等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当の経過措置が終了し、廃止されることのほか、管理職に対する時間外、週休時の臨時または緊急に公務の運営の必要による災害等に対応するための管理職員特別勤務手当を創設するなど、本市では既に条例改正を行っておりますが、病院事業職員においても同様の改定を行うとともに、その他の市の条例との整合性を図るため、行うものであります。

次ページを御覧願います。砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容については3ページ、議案第25号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、給与の種類のためであり、第3項中「管理職手当」の次に「管理職員特別勤務手当」を加え、同条第4項中「期末手当及び勤勉手当」を「寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当」に改めるものであります。

第4条は、扶養手当の支給の範囲のためであり、第4条第2項中第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げ、第5号を削り、第4号として重度心身障害者を加えるものであります。

第14条の次に1条を加えるものであり、第14条の2は、管理職員特別勤務手当のためであり、管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の

必要により休日等に勤務した場合に当該職員に管理職員特別勤務手当を支給するものであります。

次ページを御覧願います。第15条は、住居手当の定めであり、第15条中「所有し、」を「所有している職員」に、「借り受け、」を「借り受けて」に改めるものであります。

第20条は、会計年度任用職員の給与の定めであり、第1項各号中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

経過措置の定めとして、第2項は、令和6年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間に支給した地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された病院事業職員の勤勉手当については、この条例による改正後の砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定によりなされたものとみなすものであります。

第3項は、令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給した地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された病院事業職員の寒冷地手当及び住居手当については、新条例の規定によりなされたものとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 議案第19号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

議案第19号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君（登壇） 私から議案第19号、議案第21号、議案第26号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長の事務部局の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数の定めであり、第1号中、市長の事務部局の職員180人を183人に改めるものであります。その内訳であります。ア、一般会計に属する職員169人を、3人増員し、172人に改めるものであります。

市長の事務部局については、事務事業量に見合った職員の配置や新たな行政課題に対応するための職員の配置等を予定していることから、職員定数を3人増員するものであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、本市職員等の旅費を改定するとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてご説明申し上げます。国家公務員等の旅費制度については、国内外の経済、社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正により、令和7年4月1日から旅費種目や内容の見直し、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しが行われたほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置が講じられたことから、この改正措置の趣旨を踏まえ、本市職員等の旅費制度を全体的に見直す必要が生じたものであります。

それでは、2ページを御覧願います。砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては15ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1章の前に目次を付し、目次、第1章から附則までを規定するものでございます。

第1条は、見出しを「趣旨」に改め、同条中「第204条」を「第204条第3項」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改めるものであります。

第2条は、用語の意義の定めであり、同条各号を次のように改め、同条第1号は内国旅行として、「本邦（本州、北海道、四国、九州及び市長が別に定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。」に改め、同条第2号は外国旅行として、「本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。」に改め、同条第3号は出張として、「職員が公務のため、一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。））、次ページになります。が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。」に改め、同条第4号は赴任として、「本市の要請により召致された職員がその任用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員

がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。」に改め、同条第5号は遺族として、「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。」に改め、同条第6号は旅行役務提供者として、「旅行者（旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。」に改め、同条第7号は家族として、「内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。」に改め、同条第8号は扶養親族として、「職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。」と改めるものであります。

第3条は、いずれも条文に読点を加える改正でございます。

次ページになります。同条第3項を次のように改める。「職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。」と改めるものであります。

第3条に次の3項を加え、同条第4項は「第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第4条の2において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。」と定め、同条第5項は「第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、既算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。」と定め、同条第6項は「第1項から第3項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。」と定めるものであります。

第4条は、見出しを「旅行命令等」に改め、同条第1項は「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。」と改め、同項第1号は前条第1項の規定に該当する旅行として旅行命令、同項第2号は前条第3項の規定に該当する旅行と

して旅行依頼と改めるものであります。

第4条第2項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「及び郵便等」を「郵便等」に、「出張命令を」を「旅行命令等を」に改め、次ページになります。同条第3項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合には、変更する」を「旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をする」に改め、同条第4項を「旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。」と改めるものであります。

第4条に次の2項を加え、同条第5項は「前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。」と定め、同条第6項は「旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。」と定めるものであります。

第4条の次に次の2条を加え、第4条の2は、旅行命令等に従わない旅行の定めであり、「旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。」と定め、同条第2項は「旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。」と定め、同条第3項は「旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。」と定めるものであります。

第4条の3は、旅費の種目及び内容の定めであり、同条第1項は「旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、移転料、着後滞在費、家族移転費、食卓料、渡航雑費及び死亡手当とする。」と定め、同条第2項は「鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。」と定め、同条第3項は「船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。」と定め、同条第4項は「航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。」と定め、同条第5項は「その他の交通費は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除いた陸路旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額

により支給する。」と定め、同条第6項は「日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。」と定め、同条第7項は「宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。」と定め、同条第8項は「包括宿泊費は、第13条の2に規定する合計額により支給する。」と定め、同条第9項は「移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、第16条第1項ただし書に規定する上限額を上限とした実費額により支給する。」と定め、同条第10項は「着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。」と定め、同条第11項は「家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。」と定め、同条第12項は「食卓料は、外国旅行における水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。」と定め、同条第13項は「渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。」と定め、同条第14項は「死亡手当は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合について、定額により支給する。」と定めるものであります。

第5条は、旅費の計算の定めであり、本文中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第11条第1項まで、第13条、第13条の2、第16条から第18条まで及び第19条第3項に規定する種目及び内容（日当及び死亡手当の部分を除く。）に基づき」を加え、次ページになります。同条ただし書中「、天災」を「天災」に改めるものであります。

第6条を次のように改め、第6条は見出しを「旅費の請求手続」と定め、第1項を「旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。」と改め、同条第2項は「概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。」と改め、同条第3項は「市長は、前項の規定による生産の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。」と改め、同条第4項は「市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に

過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。」と改め、同条第5項は「第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。事項において同じ）をもって提出することができる。」と改め、同条第6項は「前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。」と改め、同条第7項は「第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。」と改めるものであります。

これより旅費の種目については内容を省略してご説明申し上げます。第7条から第11条までを次のように改め、第7条は普通旅費の種目の定めであり、第8条は鉄道賃の定めであり、22ページを御覧ください。第9条は船賃の定めであり、第10条は航空賃の定めであり、23ページを御覧ください。第11条は、その他の交通費の定めであります。

第12条は日当の定めであり、24ページを御覧ください。第13条を次のように改め、第13条は宿泊費の定めであり、第2章中、第13条の次に次の1条を加え、第13条の2は包括宿泊費の定めであり、第14条を次のように改め、第14条は研修旅費の種目及び内容の定めであります。

第15条は、見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「移転旅費」の次に「の種目」を加え、「着後手当及び扶養親族移転料」を「着後滞在費及び家族移転費」に改めるものであります。

25ページを御覧ください。第16条から第18条までを次のように改め、第16条は移転料の定めであり、第17条は着後滞在費の定めであり、第18条は家族移転費の定めであります。

26ページを御覧ください。第19条を次のように改め、第19条は外国旅費の種目及び内容の定めであります。

第6章の章名を第6章、雑則に改め、第21条は遺族の旅費の定めであります。

次ページになります。第22条から第25条までを次のように改める。第22条は、旅費の支給額の上限の定めであり、同条第1項は「鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。」と改め、同条第2項は「宿泊費、包括宿泊費、移転料、着後滞在費（日当に相当する部分を除く。）、家族移転費（日当に

相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第13条の2、第16条から第18条まで及び第19条第3項並びに第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。」と改めるものであります。

第23条は、旅費の調整の定めであり、同条第1項は「旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」と改め、同条第2項は「旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。」と改めるものであります。

第24条は、旅費の特例の定めであり、「旅行命令権者は、職員について労働基準法第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。」と改めるものであります。

第25条は、旅費の返納の定めであり、同条第1項は「支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。」と改め、同条第2項は「旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。」と改め、同条第3項は前項に規定する給与の種類は、規則で定める。」と改めるものであります。

第26条の見出しを「委任」に改め、同条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加えるものであり、第26条は監督の定めであり、「総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、各部長（事務局長及び教育次長を含む。）に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。」と定めるものであります。

次ページになります。「別表第1（第11条、第12条、第13条関係）」を「別表第1（第12条関係）」に改め、「旅費額」を「普通旅費の日当（1日につき）」に改め、表中、車賃1キロメートルにつきの1級及び2級を削除し、「日当」を「支給額」に改め、「宿泊料」の1級及び2級を削除するものであります。

「別表第2（第16条関係）」を「別表第2（第13条関係）」に改め、「移転料」を削除し、「宿泊費基準額（1夜につき）」を定めるものであります。詳細については、次ページにわたりご高覧いただきたいと存じます。

31ページを御覧願います。「別表第3（第19条関係）」を「別表第3（第14条関係）」に改め、「研修旅費の日当（1日につき）」を定めるものであります。詳細については、ご高覧いただきたいと存じます。

次ページになります。別表第3（第14条関係）の次に次の2表を加え、別表第4（第16条関係）は移転料の上限を定め、別表第5（第19条関係）は外国旅費の日当及び食卓料を定めるものであります。詳細については、ご高覧いただきたいと存じます。

次ページになります。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の砂川市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の砂川市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、次ページになります。新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更日前の期間に対応する分については、なお従前の例によるものであり、第3項は、新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例によるものであり、第4項は、新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用するものであり、第5条は、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであり、第5条第2項中「別表第1及び別表第3に規定する1級に区分する者に支給する額とする。この場合において、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行」を「に基づく常勤の特別職に対する旅費の支給の例による。ただし、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行（市内の旅行を除く。）」に改め、第6条第1項中「に定める旅費」を「に基づく常勤の特別職の支給の例による旅費に相当する額」に改めるものであります。

第6項は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次

のように改正するものであり、第7条第2項中「別表第1及び別表第3に規定する1級に区分する者に支給する額とする。この場合において、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行」を「に基づく常勤の特別職に対する旅費の支給の例による。ただし、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行（市内の旅行を除く。）」に改め、第8条中「に定める旅費」を「に基づく常勤の特別職の支給の例による旅費に相当する額」に改めるものであります。

次ページになります。第7項は、砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであり、第25条第2項中「に定める額とし、同条例別表第1に規定する2級の区分を適用する」を「に基づく一般職の職員に対する旅費の支給の例による」に改めるものであります。

第8項は、市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を次のように改正するものであり、第2条第1項中「に定める旅費」を「に基づく一般職の職員の支給の例による旅費に相当する額」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改め、同条第2項は「前項の規定にかかわらず、市外在住者である公述人が、宿泊の必要がなく、かつ、道外に在住していない場合にあつては、日額2,000円に旅費条例に基づく一般職の職員の支給の例による旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に限る。）に相当する額を加算した額を支給する。」と改め、同条第3項は「公務補助者に対しては、費用弁償として第1項に規定する旅費に相当する額を支給する。ただし、市長が必要であると認めるときは、旅費条例第12条ただし書の規定にかかわらず、日当を支給することができるものとする。」と改めるものであります。

第9項は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものであり、第8条中「の規定による常勤の特別職の職員」を「に基づく常勤の特別職に対する旅費の支給」に改めるものであります。

なお、次ページには議案第21号参考資料として現行及び改正後の本市における旅費の種目、内容に関する一覧を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

続いて、議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画についてご説明申し上げます。この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの砂川市過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

初めに、過疎地域指定の経過についてご説明いたします。本市は、人口減少や高齢化などにより、平成9年4月に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、砂川市過疎地域活性化計画を策定し、以降平成12年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法、平成22年4月1日及び平成24年6月27日に一部改正された特別措置法、令和3年4月1日に施行された現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、それぞれ市町村計画を策定し、過疎対策事業を実施してきたところでありま

す。今般現行の砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間が令和7年度で終了しますが、これまでと同様に過疎対策事業債などの財政上の特別措置は市町村計画に基づいて行う事業を対象としていることから、新たに令和8年度から令和12年度までの後期5か年間を計画期間とする市町村計画を策定するものであります。

また、令和3年4月1日から10年間の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法については施行以降法の趣旨に変更はなく、また北海道が令和8年度から令和12年度までの計画期間で策定した北海道過疎地域持続的発展方針において本市の過疎対策の基本方針に変更を要する事項は認められなかったこと、さらに現行計画は計画期間を通しておおむね順調に進行していることから、本計画では現行の施策の基本的方向性を継承し、より確実で安定的な成果の創出を目指すこととしております。

なお、市町村計画の策定に当たりましては、法第8条第7項の規定によりあらかじめ都道府県との協議が必要とされていることから、事前協議として昨年10月24日に計画に係る関係資料を北海道空知総合振興局に提出し、北海道空知総合振興局各部局及び北海道本庁各部局における意見調整を経て本年2月4日に本計画に係る北海道との協議が成立したところであります。

それでは、計画内容についてご説明いたします。計画書を御覧いただきたいと存じます。これ以降は、ページ番号は計画書下部に記載されている番号を申し上げます。1ページ、1、基本的な事項からご説明を申し上げます。

(1) は、砂川市の概況であり、1、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、2ページ、2、過疎の状況、2ページ下段から3ページ上段にかけて3、社会経済的発展の方向の概要を掲載しております。

4ページ、(2) は人口及び産業の推移と動向についてまとめたところであり、5ページに人口の推移を国勢調査結果より掲載するとともに、人口の見通しを第7期総合計画の将来人口より掲載しております。

6ページ、(3) は行財政の状況についてまとめたところであり、7ページから9ページに砂川市機構図及び市立病院機構図、10ページに広域行政の状況、11ページに市町村財政の状況及び主要公共施設等の整備状況を掲載しております。

12ページから13ページ上段にかけ、(4) は地域の持続的発展の基本方針として、本市の過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎対策の成果と現在の課題等を検討した上で今後における考え方と方向性、さらには持続的発展の趣旨を踏まえた地域の将来像とそのため基本的な取組を掲載しております。

13ページの(5) は、地域の持続的発展のための基本目標として、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を掲載しております。

同じく(6) は、計画の達成状況の評価に関する事項として、計画の達成状況の評価手法などについて掲載しております。

同じく（７）の計画期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５か年間とするものであります。

１４ページの（８）は、公共施設等総合管理計画との整合として、公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載するとともに、本計画における考え方との整合性について掲載しております。

次に、１５ページから８４ページまでの２、施策に関する事項についてご説明申し上げます。初めに、１５ページから２１ページにかけて掲載しております（１）移住、定住、地域間交流の促進、人材育成については、１５ページ上段に１、現況と問題点について整理をするとともに、下段から１６ページにかけて２、その対策として、現状と問題点を踏まえた講じるべき対策を９項目掲載しております。

また、１７ページから２１ページには３、計画として、その対策に係る事業であり、第７期総合計画第２次実施計画の事業及び第３期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業を基本に過疎対策事業債の対象となり得る事業を掲載しております。なお、この計画の表中の事業名欄においては国の定めた表示方法で掲載することとなっており、括弧の番号が一連となっていない部分がございますが、本市には該当する事業がない部分であり、また事業名欄に記載されております過疎地域持続的発展特別事業が過疎対策事業債の対象となるソフト事業であります。

同じく２１ページには４、公共施設等総合管理計画等との整合として公共施設等総合管理計画と整合を図り、事業を実施する旨を記載しております。

以下、２２ページの（２）産業の振興から８３ページの（１２）その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで同様の考え方で掲載しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

２２ページから３３ページにかけて掲載しております（２）産業の振興については、２２ページから２６ページに１、現況と問題点として①農林業、②商工業、③労働環境、④観光、⑤市街地のにぎわいについて整理するとともに、２３ページには主要作付面積と生産額、２４ページには商業の状況及び工業の状況を表にまとめたところであり、２６ページ中段から２７ページには２、その対策として１９項目、２８ページから３３ページには３、計画として実施事業、３３ページ中段には産業の振興の施策に限って掲載している項目となりますが、地方税の課税免除等に伴う減収補填措置の適用のため必要な記述である４、産業振興促進事項、さらに５、公共施設等総合管理計画等々の整合について掲載しております。

３４ページから３５ページにかけて掲載しております（３）地域における情報化については、３４ページに１、現況と問題点について整理するとともに、２、その対策として４項目、３５ページに３、計画として実施事業、さらに４、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

36ページから42ページにかけて掲載しております(4)交通施設の整備、交通手段の確保については、36ページから37ページに1、現況と問題点として①道路環境、②交通環境について整理するとともに、37ページには道路・橋梁の状況を表にまとめたところであり、38ページに2、その対策として6項目、39ページから42ページに3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

43ページから52ページにかけて掲載しております(5)生活環境の整備については、43ページから48ページに1、現況と問題点として①循環型社会、②衛生環境、③安全生活環境、④消防、救急、⑤地域防災、減災、⑥住環境、⑦上下水道、⑧快適空間について整理するとともに、47ページには上水道の状況及び下水道の状況を表にまとめたところであり、48ページ中段から49ページに2、その対策として21項目、50ページから52ページに3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等々の整合について掲載しております。

53ページから66ページにかけて掲載しております(6)子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、53ページから55ページに1、現況と問題点として①子育て支援、母子保健、母子・父子福祉、②高齢者福祉、③障がい者(児)福祉、④地域福祉、⑤健康について整理するとともに、55ページ下段から56ページには2、その対策として19項目、57ページから66ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設と総合管理計画等との整合について掲載しております。

67ページから69ページにかけて掲載しております(7)医療の確保については、67ページに現況と問題点について整理するとともに、2、その対策として5項目、68ページから69ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

70ページから76ページにかけて掲載しております(8)教育の振興については、70ページから71ページに1、現況と問題点として①生涯学習、②学校教育、③社会教育、④スポーツ・レクリエーションについて整理するとともに、71ページ下段から72ページに2、その対策として18項目、73ページから76ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

77ページに掲載しております(9)集落の整備については、1、現況と問題点のみを整理しております。現在集落に関する再編、移転等の計画がないため、2、その対策、3、計画及び4、公共施設等総合管理計画等との整合については掲載しておりません。

78ページから80ページにかけて掲載しております(10)地域文化の振興等については、78ページに1、現況と問題点について整理するとともに、2、その対策として2項目、79ページに3、計画として実施事業、80ページに4、公共施設等総合管理計画等々の整合について掲載しております。

81ページから82ページに掲載しております(11)再生可能エネルギーの利用の推進については、81ページに1、現況と問題点について整理するとともに、2、その対策として2項目、82ページに3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

83ページから84ページにかけて掲載しております(12)その他地域の持続的発展に関し必要な事項については、83ページに1、現況と問題点として①協働、②地域コミュニティについて整理するとともに、84ページに2、その対策として4項目、3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

最後に、85ページから113ページにかけては、計画期間内における過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆるソフト事業分のみを集約した事業計画の一覧表を添付資料として再掲しております。

以上、概略的にご説明を申し上げましたが、本計画は令和8年度からの計画であることから、第7期総合計画や第3期総合戦略との整合性を図るとともに、北海道が定めた過疎地域持続的発展方針に基づいて策定するものであります。なお、今後本計画に変更が必要となった場合には、北海道が定める過疎地域持続的発展市町村計画の変更に関わる事務処理要綱に基づき、必要に応じて次年度以降修正、追加等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時59分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165億5,500万円と定めるものであります。この予算は、令和7年度予算と比較いたしますと70億4,300万円の減となり、対前年比で29.8%の減となったところであります。

第2条は、継続費であります。6ページ、第2表、継続費に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費の旧砂川中学校解体工事6億2,401万9,000円について令和8年度、令和9年度の2か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。7ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、土地開発公社事業に対する債務保証以下2件について限度額の合計を7億9,460万1,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。8ページ、第4表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下9件について限度額の合計を23億8,780万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の30ページ、令和8年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明してまいります。歳出から説明いたしますので、34ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様の表示としたところであります。説明資料につきましては予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明してまいります。

1款議会費は9,712万7,000円で、前年度と比較して17万2,000円の減となります。

次に、2款総務費は15億8,496万5,000円で、前年度と比較して1億1,772万4,000円の増となります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で旧石山中学校解体工事費3億768万1,000円は、令和5年3月に閉校した旧石山中学校の解体処分を行うものであります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費357万8,000円は、計画的に更新している公用車の本年度計画分2台の更新費用であります。

10目市民生活推進費の一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費で外灯設置工事費86万9,000円は、夜間の利用者やスクールバスを利用する児童生徒の安全を確保するため、外灯を設置するものであります。同じく一つ丸、南地区コミュニティセンターの管理に要する経費で暖房設備改修工事費821万7,000円は、平成17年の施設建設当初から使用している暖房用ボイラー3台について経年劣化により機能が低下していることから、更新するものであります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でイントラネット関連機器更新委託料202万2,000円は、情報系サーバーのバックアップデータを保存するための

機器及び本庁舎と外局の端末を接続するための通信機器が保守期限を迎えることから更新するものであり、地域活性化起業人派遣負担金491万7,000円は、地域課題をデジタルの力で解決することを目的に総務省の企業派遣型地域活性化起業人制度を活用し、ノウハウを持つ民間企業の社員1名を受け入れるものであります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費でプリンター更新委託料121万4,000円は保守期限を迎えるプリンターの更新であり、パソコン設定等委託料249万6,000円、備品購入費475万7,000円は令和7年度に購入する基幹系パソコンと接続するモニター101台を購入し、パソコンの設定作業のほか、基幹系システムがガバメントクラウドへ移行することに伴い、庁内ネットワーク環境の見直しを行うものであります。同じく一つ丸、公会計システムに要する経費でシステム更新等委託料264万円は、現行の公会計システムのサーバーOSサポート終了に伴い、公会計システムを更新するものであります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費でシステム改修委託料97万9,000円は国税庁の国税情報システムの更新に伴い地方税ポータルシステムの仕様が変更されることから、申告支援システムの改修を行うものであり、納税通知書等電子化委託料407万円は改正地方税法が令和9年4月1日から施行され、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の徴収において納税者の求めに応じて納税通知書及び納付書等の電子送付が必要となることから、システムを改修するものであります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で情報システム標準化・共通化業務委託料188万1,000円は戸籍事務及び戸籍附票事務の情報システム標準化・共通化への移行に向けて必要な環境構築業務を行うものであり、備品購入費276万2,000円は窓口での手数料等の支払いにおける来庁者の利便性向上と業務効率化を図るため、自動釣り銭機対応のポスレジ及びポスレジと連動したキャッシュレス端末を導入するものであります。同じく一つ丸、個人番号カード交付に要する経費で備品購入費110万円は、マイナンバーカードの券面追記欄に記載を行うための番号カードプリンターを更新するものであります。同じく一つ丸、住民票等コンビニ交付サービスに要する経費でシステム改修委託料134万2,000円は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令に基づく住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載に対応するため、コンビニ交付システムを改修するものであります。

次に、3款民生費は28億3,224万9,000円で、前年度と比較して3億474万7,000円の増となります。

1目社会福祉総務費の二重丸、福祉医療システムに要する経費98万3,000円は、公費負担医療制度等においてマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認に対応することにより紙の受給者証の持参や提示を不要とするなど受給者の利便性と事務効率の向上を図るため、福祉医療システムを改修するものであります。同じく二重丸、地方創生臨

時交付金事業（事業者支援分）に要する経費3,137万1,000円は、エネルギーや食料品等の物価高騰により、諸経費の増嵩分を利用者負担に転嫁することができず、厳しい経営環境に置かれている介護、障がい福祉、医療サービス等を提供している市内78の事業所に対し、安定的なサービスが提供できるよう支援するものであります。

2目障害者福祉総務費の一つ丸、障害者福祉システムに要する経費でシステム改修委託料68万5,000円は、自立支援医療においてマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認に対応することにより紙の受給者証の持参や提示を不要とするなど受給者の利便性と事務効率の向上を図るため、障害者福祉システムを改修するものであります。同じく二重丸、障がい福祉計画策定に要する経費64万8,000円は、障がい福祉サービスの提供体制確保や必要量の見込みを定めた障がい福祉計画について令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第8期計画を策定するものであります。

6目老人福祉費の二重丸、南吉野老人憩の家建替事業1億9,425万8,000円は、昭和47年に建設してから50年以上が経過する南吉野老人憩の家について建物の老朽化が著しく、南吉野町内会長連絡協議会より引き続き地域のコミュニティ施設が必要であることから建て替えの要望を受け、令和7年度に実施した実施設計に基づき、建て替え工事を行うものであります。同じく二重丸、社会福祉法人砂川福祉会運営費補助金152万6,000円は、社会福祉法人砂川福祉会が運営する老人保健施設みやかわにおいて利用者情報の管理や職員間の情報共有介護業務支援ソフト及び情報端末を追加購入することにより、職員の事務負担の軽減及びデータ連携の効率化を図ることで介護サービスの質の向上につながる業務改善を行うものでありますが、システムの導入経費など一時的に多額の費用を要する事業については社会福祉法人の運営に影響を及ぼす可能性があることから、砂川市社会福祉法人の助成に関する条例に基づき事業費の一部を補助し、安定的な事業運営の確保を図るものであります。

7目国民年金費の一つ丸、国民年金事務に要する経費でシステム改修委託料136万7,000円は、税制改正により創設された特定親族特別控除及びこども未来戦略により創設された育児期間における国民年金保険料免除措置に対応するため、国民年金システムを改修するものであります。

8目ふれあいセンター費の一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費で工事請負費3,489万2,000円は、施設の長寿命化を図るため計画的に施設整備を行うものであり、正面玄関のポーチ屋根、床タイル、車庫、ブラインドカーテン等の改修を行うふれあいセンター正面玄関等改修工事及び電話交換機、電話機、電話回線等のシステムの更新を行う電話システム改修工事であります。

35ページを御覧ください。1目児童福祉総務費の一つ丸、妊婦のための支援給付に要する経費で健康管理システム改修等委託料117万9,000円は、妊婦のための支援給付に係る給付履歴等の情報とマイナンバー情報との連携に向けたデータ標準レイアウトの

改正に対応するほか、給付情報の管理ツールを導入するため、健康管理システムを改修するものであります。

4 目子育て支援費の一つ丸、学童保育事業に要する経費でキャッシュレス決済手数料6万8,000円は施設利用等の納入方法に専用アプリを活用したキャッシュレス決済を導入するものであり、施設管理委託料108万6,000円は空知太学童保育所の運営に当たり、旧空知太小学校の除草作業、水抜き、冬囲い等の施設管理を行うものであります。同じく一つ丸、病児・病後児保育に要する経費でキャッシュレス決済手数料1万1,000円は、施設利用料の納入方法に専用アプリを活用したキャッシュレス決済を導入するものであります。同じく二重丸、子育て支援センター移転に要する経費669万7,000円は、市内の保育需要に関し、保護者の就労状況等の変化によりゼロ歳児及び1歳児の潜在的な需要が高まってきている状況に加え、児童福祉法の一部改正により創設された乳幼児等通園支援事業の実施に当たり新たな保育環境の整備が必要となることから、子育て支援センターを地域交流センターへ移転することで保育環境の充実及び利便性の向上を図るものであります。同じく二重丸、乳児等通園支援事業に要する経費476万5,000円は、現行の幼児教育、保育給付に加え、月10時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を実施することにより、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化を図るものであります。

5 目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費でキャッシュレス決済手数料6,000円は、保育料の納入方法に専用アプリを活用したキャッシュレス決済を導入するものであります。同じく工事請負費2,294万6,000円は平成17年の施設建設当初から使用しているボイラー4台について経年更新を行うひまわり保育園暖房設備改修工事及びさくら保育園に併設している子育て支援センターを移転し、保育室として活用することで入所定員を拡充し、近年の保育需要に対応した保育サービスの充実を図るさくら保育園保育室改修工事であり、備品購入費189万6,000円はさくら保育園保育室改修に伴い、午睡用ベッド、テーブル、椅子等を新たに配備するほか、各保育所において折り畳みマット等を購入するものであります。

次に、4款衛生費は10億496万6,000円で、前年度と比較して2億5,211万8,000円の増となります。

1 目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料164万3,000円は健康増進法、予防接種法、母子保健法に関する情報についてデータ標準レイアウトの改正に対応するためシステムを改修するものであり、備品購入費9万8,000円は3歳児健診における尿検査で腎疾患の早期発見、早期治療につなげるため、小型尿分析装置を導入するものであります。同じく一つ丸、開業医誘致等に要する経費で開業医誘致等補助金9,700万円は、本年度中に診療所の開設及び既存の3つの診療所

において医療機器等の更新が見込まれることから、令和7年4月1日に施行した砂川市開業医誘致等条例に基づき、新築工事等を地元企業が行う場合における加算額を含む土地及び建物取得費、医療機器等取得費など費用の一部を補助するものであります。

2目予防費の一つ丸、感染症予防に要する経費で予防接種委託料6,977万円は、これまで実施している子供の予防接種、インフルエンザ、新型コロナウイルス及び帯状疱疹の予防接種等に加え、新生児及び乳児期の肺炎等の重症化予防のため、妊娠28週から37週の妊婦を対象に母子免疫ワクチンであるRSワクチンが定期接種化されることから、接種体制を構築し、実施するものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で工事請負費4,982万7,000円は、ごみ処理場の汚泥貯留槽の防食塗装のほか、汚水槽の有機物を吸収し、空気中から酸素を取り込み浄化する回転円盤の整備を行う浸出水処理施設長寿命化工事及び劣化している施設屋根の塗装を行う浸出水処理施設屋根改修工事並びにごみ処理場内に設置されている雨水排水管の経年劣化に伴い、更新を行う雨水排水管敷設工事であります。

次に、5款労働費は1,378万3,000円で、前年度と比較して16万5,000円の増となります。

次に、6款農林費は2億3,593万9,000円で、前年度と比較して7,314万1,000円の増となります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費でブランド米販路拡大支援補助金8万円は、JA新すながわ特別栽培米生産組合とゆめぴりか生産協議会が実施している道外産地視察、こだわり米穀店訪問事業に係る経費の一部を補助し、JA新すながわ産米の知名度向上及び販路拡大の取組を支援するものであります。同じく一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で鳥獣被害対策実施隊員報酬251万9,000円はヒグマの出没件数の増加に伴い鳥獣被害対策実施隊員の出動件数が大幅に増加していることから、道内市町村の報酬額の平均単価を参考にヒグマ対策として出動した場合に報酬額を加算する等の見直しを行い、支給するものであり、修繕料645万円は長年剪定を行っていない市有地及び海洋センター前の旧テニスコート周辺の雑木を伐採、処分、剪定することにより見通しをよくなり、ヒグマの出没を抑制するほか、既存の箱わな及びドローンの点検と修繕を行うものであります。備品購入費309万1,000円は、ヒグマ捕獲用の箱わな2台を新たに購入するほか、ヒグマ忌避装置バッテリー、ドローン監視用テントを整備するものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（事業者支援分）に要する経費350万円は、トマト、ミニトマト、キュウリなどの施設園芸において高温による生育障害により収量の減少や品質低下が発生しているとともに、ハウス内の作業に係る安全衛生の確保が必要であることから、ハウス内の暑熱対策のため、遮光、遮熱効果のある被覆資材の購入費について事業費の2分の1、100万円を上限額として補助するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利

施設等保全高度化事業負担金5,000万円は、基幹作物であるタマネギが収穫量は品質等が天候に大きく影響を受けるものであり、主産地である北光袋地地区はかん水体制が整備されておらず、猛暑による干ばつに対応できないことから、道営事業を活用した整備を推進するための負担金であります。同じく二重丸、地籍調査に要する経費2,886万4,000円は、農業基盤整備事業等を進めるに当たり地籍を明確にすることで事業を円滑に行うことが可能となることから、国の国土調査事業10か年計画及び北海道の10か年計画に基づき、令和8年度から令和11年度にかけて1つの区域の調査を実施するものであります。

36ページを御覧ください。次に、7款商工費は2億7,719万2,000円で、前年度と比較して884万1,000円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で中小企業等振興補助金681万3,000円は、砂川市中小企業等振興条例に基づく商業地域等の空き店舗を解消し、商店街の活性化を図るため、空き店舗活用により新規出店しようとする者に対し空き店舗賃借料の一部を助成し、その起業を支援する商店街店舗整備事業、砂川お祭り広場実行委員会が企画している市民参加型のイベント費用の一部を助成する商店街活性化事業、中小企業等の人材育成を目的に中小企業大学校が実施する研修の受講料の全額を助成する人材育成事業、雇用の促進や定着を図るため、従業員に対し、業務に必要な資格等を取得させる費用の一部を助成する資格等取得支援事業、従業員の市内居住の促進及び福利厚生の実施を図るため、市外から転入した従業員に事業者が支給する住宅手当の一部を助成する従業員家賃支援事業、経営者の高齢化や後継者不足等による廃業を防ぐため、事業承継に係る費用の一部を助成する事業承継促進支援事業であります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費9,363万7,000円は、商工会議所が継続して実施しているプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより地元商店街等での消費活動を促し、商工業の活性化を図るもので、1セット7,500円の商品券をプレミアム率50%として5,000円で販売し、1世帯6セットまで購入可能とするプレミアム商品券発行事業補助金及び砂川商店会連合会が実施する夏及び冬の売出しにおける商品券発行事業に対し、その経費の一部を助成することにより地元商店街における直接的な購買行動を促し、中心市街地及び商店街の活性化を図る商店会連合会商品券発行事業補助金並びに商店街を利用する市民の安心、安全の確保及び商店街の活性化のため、物価高騰の影響を受けている商店街等に対し、商業街路灯の取替えに係る費用の一部を補助する商業街路灯設置費補助金であります。

2目企業誘致費の二重丸、東京砂川会に要する経費73万9,000円は、隔年で開催している東京砂川会の開催経費であります。

3目観光費の二重丸、スイートロード事業補助金48万円は、お菓子の魅力でまちのイメージアップと市外からの誘客を図るため、すながわスイートロード協議会が実施する事

業に要する経費の一部を補助するものであります。同じく二重丸、オートスポーツランド改善事業に要する経費88万3,000円は、オートスポーツランドのダートコースについて経年使用によりコース上の砂利が飛ばされ、くぼみができ、雪解け時や雨天時にコース全体に水たまりが発生する状態となっているため、砂利を搬入し、コースの整備を行うものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（事業者支援分）に要する経費161万円は、市外からの誘客及びまちなか回遊を促進し、にぎわい創出や地域の活性化につなげるため、すながわスイートロード協議会が実施する市内飲食店やスイートロード加盟店舗、観光拠点と連携したデジタルスタンプラリー事業に要する経費を補助するものであります。

4目活性化プラザ費の一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費で空調設備調査設計業務委託料52万8,000円は、冷暖房設備の故障により出力が弱まっている状況にあることから、設備の更新等に向けた専門業者による調査及び設計図書作成を行うものであり、稼働間仕切り改修工事費259万6,000円は、各室を任意で区切るための稼働間仕切りの部品であるつり金具が破損していることから、更新するものであります。

次に、8款土木費は17億1,310万4,000円で、前年度と比較して2,825万円の増となります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で北2丁目ロードヒーティングシステム更新委託料589万7,000円は平成24年度に設置した北2丁目ロードヒーティングに係る中央監視装置の端末本体を更新するものであり、工事請負費736万2,000円のうち南1丁目線ロードヒーティング設備修繕工事は南1丁目線ロードヒーティングの複数の配管を統合し、不凍液を循環させるため、修繕をするものであります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費8,264万4,000円は、修繕工事2件、撤去工事1件、設計委託1件、橋梁点検委託12橋であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費6億6,263万円は、改良舗装等工事13路線、測量設計委託5件、街路灯LED更新工事20基であります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費1,746万7,000円は、南5号川護岸改修工事であります。

1目都市計画総務費の二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費3,018万3,000円は、駅前広場にインターロッキング通路、ベンチ、樹木等植栽の植え替え、普通乗用車3台分の車寄せを設置するなど一部を再整備し、歩行者及び駅送迎者の利便性の向上を図るものであります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で公園施設長寿命化遊具修繕工事費460万9,000円は、公園施設長寿命化計画に基づき、日の出公園等の遊具を修繕するものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で工事請負費8,387万

5, 000円は、北光団地B棟の屋根、外壁改善工事、北光団地A棟の共用廊下階段照明LED化改修工事、寺町団地、東町団地、南吉野団地の耐用年数を過ぎた集中給油システム更新工事であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費9, 681万1, 000円は、宮川中央団地において西6条7号棟の手すり等の設置工事を行う共用部階段改修工事、西3条、西6条の住棟の空室を対象としたトイレ、洗面台、浴室等の改修を行う居住性改善工事、西6条1号棟の断熱玄関ドアへの更新や壁断熱補強等を行う脱炭素改善工事、西6条4号棟の灯油タンクの老朽化に伴う灯油タンク改修工事であります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費8, 000万円は、ハートフル住まいる推進事業を継続し、定住促進及びまちなか居住の誘導、良質な住宅ストックの形成、地域関連企業の利用促進を図るものであります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費1, 940万9, 000円は、住み替え支援事業を継続し、高齢者や子育て世帯が居住する住宅、世帯規模などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境づくりを目指し、空き家の利活用や定住促進を図るものであります。

37ページを御覧ください。次に、9款消防費4億1, 455万7, 000円で、前年度と比較して1億1, 335万8, 000円の減となります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で全国瞬時警報システム等更新委託料784万9, 000円は全国瞬時警報システムJアラートの受信機を更新するほか、現在北海道と共用している受信設備を分離する必要が生じたことから、新たに衛星アンテナを設置するものであり、備蓄品購入費143万円は非常時の避難生活において入浴時の体拭き、毛布の代替、簡易的な防寒など多用途に活用できる非常用バスタオル2, 000枚を購入するものであります。

次に、10款教育費は16億7, 477万5, 000円で、前年度と比較して79億8, 239万6, 000円の減となります。

2目事務局費の一つ丸、砂川高校の支援に要する経費で探究的な学習支援補助金13万円は、令和4年度から高校で必修化された新しい教科である総合的な探究の時間の授業において新3年生が市内を含め近郊などに調査に赴く際に必要な移動交通費を補助するものであります。同じく二重丸、小中一貫教育推進に要する経費30万5, 000円は、小中一貫教育推進委員会を引き続き設置し、具体的事項の調査、協議を行うものであります。同じく二重丸、教育支援センターに要する経費689万7, 000円は、砂川学園の開校に当たり、校内に教育支援センターを開設し、不登校や不登校の傾向にある児童生徒への学習支援、教育相談、個々の事情に応じた生活相談業務を行うほか、保護者や学校等の関係機関と連携を図り、学校復帰に向けた支援業務を行うものであります。同じく二重丸、砂川学園の開校に要する経費310万3, 000円は、砂川学園の開校に当たり、開校式に係る経費及び開校記念事業に対する補助等のほか、各小中学校の理科室にある不用な薬

品等を各種法令に基づいて専門業者に廃棄を依頼するものであります。同じく一つ丸、その他事務局に要する経費で機器廃棄処理委託料266万4,000円はGIGAスクール情報端末の更新に伴い、令和2年度に整備した端末を廃棄処理するものであり、旧学校施設地下灯油タンク洗浄作業委託料139万2,000円は砂川小学校の地下灯油タンクの使用休止に伴い、タンク内の洗浄作業及び危険物の流入を防ぐ閉止板等を設置するものであり、旧学校施設遊具撤去業務等委託料297万7,000円は各小学校に設置されている遊具は閉校後に日常的な監視が困難であるとともに老朽化による事故のおそれがあることから、一部再利用できないものを撤去するものであります。

3目義務教育学校建設事業費の二重丸、義務教育学校建設事業費6億7,239万3,000円は、砂川学園の開校に当たり、令和5年度から8年度の継続事業の4年次分となる移転支援業務等委託、令和7年度から8年度の継続事業の2年次分となる移転業務委託、令和8年度から9年度の継続事業の初年次分となる旧砂川中学校解体工事のほか、砂川学園の駐車場造成のための校舎西側外構工事及び散水栓、管理用道路整備のための校舎南側外構工事を行うものであります。

1目学校管理費の二重丸、学校の管理に要する経費1億93万9,000円は、これまでの小学校費及び中学校費に係る学校管理費を義務教育学校費に係る学校管理費として再編し、新たにエレベーター保守点検業務及び空調機フィルター清掃業務委託、旧豊沼小学校樹木伐採修繕、旧豊沼小学校のプール窓用網戸修繕、旧豊沼小学校及び旧中央小学校のプール、トイレ修繕、複合機導入などを行うものであります。同じく二重丸、スクールバスの運行管理に要する経費7,578万9,000円は、砂川学園の開校に伴い、遠距離通学となる児童生徒に対して8台のスクールバスを8経路で運行し、通学を支援するものであります。

2目教育振興費の一つ丸、特別支援教育に要する経費で特別支援学級生活支援員報酬1,090万2,000円は、日常生活において介助が必要となる障がいを持つ児童に対し、給食介助など学校生活をサポートし、身辺処理や安全配慮を行うための支援員を従来の3人から6人に増員して配置するものであり、特別支援教育支援員報酬1,928万円は、通常学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学習活動上の支援をするための支援員を6人から9人に増員して配置するものであります。同じく一つ丸、教材、教具等に要する経費で通信運搬費214万5,000円は既に整備されている端末を活用し、児童生徒の個別学習に対するより一層の支援や児童生徒一人一人に合った学びの実現を図るため、AIドリルを導入するほか、児童生徒の学習進度や理解度に応じた学びを推進するとともに、テストや宿題、学習教材のデジタル化により教職員の負担軽減を図るため、協働学習支援ソフトを導入するものであり、教材備品購入費124万8,000円は令和7年度に砂川学園の図書購入費用として受領した寄附金により学校図書を購入するほか、授業で必要となる備品を購入するものであります。同じく一つ丸、保健衛生に要

する経費で学校産業医委託料78万円は砂川学園の開校に当たり、道費負担教職員数が常時50人以上となることから、文部科学省が定める学校における労働安全衛生管理体制により義務づけられている学校産業医を配置するため、空知医師会砂川部会に委託するものであり、教職員ストレスチェック業務委託料1万8,000円は医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するために検査を実施するものですが、学校産業医と同様学校設置者に義務づけられていることから、教職員のストレスチェックを実施するものであります。

1目社会教育費の一つ丸、生涯学習推進に要する経費で工事請負費1,552万3,000円は、旧豊沼小学校及び旧中央小学校を引き続き旧学校施設として使用するに当たり、維持管理に必要な改修を行う旧学校施設給水設備改修工事及び旧学校施設電気設備改修工事並びに旧学校施設出入り管理システム設置工事であります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で修繕料352万2,000円は交流ゾーンに敷設されている床暖房設備の不凍液を更新するほか、施設南側駐車場の白線補修、ミニホール防音ドアの修繕等であり、工事請負費4,633万2,000円は大ホール等に設置されている監視カメラの経年劣化により舞台運営に支障が生じていることから、監視カメラ及びテレビモニターの更新等を行う大ホール等監視カメラ設備改修工事及び2階子どもゾーンのエアコン8台を冷暖房に対応した設備に改修する2階空調設備改修工事であり、備品購入費107万円は、除雪機及びホワイトボードを更新するものであります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で空調設備設置工事費8,743万9,000円は、近年の猛暑により熱中症警戒の危険指数を超えた環境になることが予想され、通常時においても高齢者の利用が多いことから、環境改善のため計画的に空調設備工事を行うこととし、本年度は1階部分の工事を実施するものであります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費でスポーツ教室指導謝礼32万円は、スポーツ団体活動の充実を図るため、市内の児童生徒や指導者等を対象としたスポーツ教室を開催する経費であります。同じく一つ丸、海洋スポーツの振興に要する経費で備品購入費15万5,000円は、艇庫開放事業において利用者の安全確保を図るため、ライフジャケットを更新するものであります。

2目体育施設費の一つ丸、海洋センターの管理に要する経費でトイレ洋式化改修工事費716万1,000円は、海洋センターは高齢の利用者や和式トイレになじみのない若年層の利用者がおり、現在設置されている男子用3基、女子用4基の和式トイレを洋式トイレに改修するものであります。同じく一つ丸、市営野球場の管理に要する経費で施設更新工事調査設計等委託料315万2,000円は腐食、損傷等により老朽化が進んでいる市営野球場の転落防止柵及び出入口付近の擁壁を更新するに当たり、調査設計業務を委託するものであり、施設更新工事費3,669万6,000円はその更新工事であります。同じく一つ丸、軟式野球場の管理に要する経費で修繕料175万5,000円は、設置以来

26年が経過し、老朽化が進んでいる軟式野球場のバックネットのうち、ボールの衝突や積雪の影響を受けやすい地上付近の金網パネルを改修するものであります。

38ページを御覧ください。1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で給食運搬委託料（債務負担初年次分）630万7,000円は令和8年度から18年度の継続事業の初年次分となる運搬委託であり、備品購入費1,184万7,000円は型式が古く、修理対応が困難となっている生ごみ処理機及び消毒保管庫等を更新するものであります。同じく二重丸、学校給食費無償化事業に要する経費6,818万9,000円は、安心して子供を産み育てる環境づくりのため、小中学校に在学する児童生徒の学校給食費を無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図るものであります。

次に、11款公債費は17億3,425万8,000円で、前年度と比較して2億7,135万8,000円の増となります。

次に、12款諸支出金は32億7,420万2,000円で、前年度と比較して1億6,405万9,000円の減となります。

1目国保会計繰出金は356万円の増であり、2目下水道会計繰出金は5,516万6,000円の減であり、3目病院会計繰出金は107万円の減であり、4目介護保険会計繰出金は3,548万2,000円の減であり、5目後期高齢者医療会計繰出金は1,490万1,000円の減であります。

次に、13款職員費は16億9,288万3,000円で、前年度と比較して1億6,064万1,000円の増となります。

1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費で給料で3,629万5,000円の増、職員手当等で2,668万3,000円の増、共済費で9,755万3,000円の増、災害補償費で11万円の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、ページをお戻りいただき30ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。1款市税は21億2,212万9,000円で、前年度と比較して6,851万2,000円の増となります。主な要因につきましては、個人、法人ともに所得が上昇傾向にあることから、個人住民税で3,684万5,000円の増、法人市民税で2,108万3,000円の増、固定資産税で1,268万7,000円の増であります。

次に、6款法人事業税交付金は4,351万2,000円で、前年度と比較して165万6,000円の減となります。

次に、7款地方消費税交付金は5億円で、前年度と比較して2,100万円の増となります。

次に、9款地方特例交付金は1,622万7,000円で、前年度と比較して369万円の増となります。主な要因につきましては、令和8年度税制改正に伴う車税や地方譲与

税の減収分が国から補填されることによる増が主なものであります。

31ページを御覧ください。次に、10款地方交付税は58億7,900万円で、前年度と比較して2億5,000万円の増となります。地方財政計画では前年度比1兆2,274億円の増額が示されているところであり、普通交付税は前年度実績から包括算定経費の3.5%の増など国で示した推計伸び率に起債償還分を加え、基準財政需要額は3億5,367万8,000円の増と見込み、基準財政収入額は市民税所得割の増などにより1億367万8,000円の増と見込み、普通交付税で差引き2億5,000万円の増と見込んだところであります。

次に、12款分担金及び負担金は2億613万円で、前年度と比較して2,648万7,000円の増であり、1目民生費負担金で保育所負担金の増などにより児童福祉費負担金815万6,000円の増、2目教育費負担金で給食会計の公会計化などに伴う学校給食事業費負担金1,354万8,000円の増、4目農林費負担金で道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業費受益者負担金の増などによる農業農村整備事業費負担金446万8,000円の増が主なものであります。

次に、13款使用料及び手数料は3億1,575万4,000円で、前年度と比較して2,887万6,000円の減となります。

次に、14款国庫支出金は15億5,868万1,000円で、前年度と比較して33億1,038万円の減となります。主な要因につきましては、1目民生費国庫負担金で知的障害者福祉費1,289万9,000円の増、身体障害者福祉費949万9,000円の減、児童福祉費369万4,000円の増、精神障害者福祉費360万7,000円の増、生活保護費1,461万4,000円の増、廃目となる教育費国庫負担金で30億5,645万7,000円の皆減、1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費2,185万7,000円の減、道路メンテナンス事業費1,226万2,000円の増、空き家対策総合支援事業費175万円の減、2目教育費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費1,855万6,000円の皆増、公立学校情報機器整備事業費3,080万円の皆減、へき地児童生徒援助費等事業費1,950万円の皆減、学校施設環境改善交付金事業費5,172万1,000円の皆減、3目民生費国庫補助金で児童福祉費5,941万円の減、4目総務費国庫補助金で社会保障・税番号活用推進費744万9,000円の減、デジタル基盤改革支援事業費2億6,125万2,000円の減、地方創生臨時交付金事業費9,479万7,000円の増、地域未来交付金事業費245万3,000円の皆増、地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費4,782万4,000円の皆増、地域公共交通確保維持改善事業費376万4,000円の皆増、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業費681万3,000円の皆減などであります。

32ページを御覧ください。次に、15款道支出金は7億748万8,000円で、前年度と比較して558万2,000円の増となります。主な要因につきましては、1目民

生費道負担金で児童福祉費689万6,000円の増、生活保護費171万1,000円の増、保険基盤安定費106万7,000円の減、知的障害者福祉費644万9,000円の増、身体障害者福祉費474万9,000円の減、精神障害者福祉費180万3,000円の増、保険基盤安定拠出費918万4,000円の増、2目民生費道補助金で社会福祉総務費135万円の増、身体障害者福祉費399万9,000円の増、児童福祉費6,497万7,000円の減、3目農林費道補助金で農業委員会費113万4,000円の減、農業奨励費892万円の増、農業基盤奨励費2,164万8,000円の増、5目教育費道補助金で給食費負担軽減事業費2,842万8,000円の皆増、6目土木費道補助金で地域づくり総合交付金事業費1,500万円の皆増、1目総務費道委託金で統計調査費965万4,000円の減、参議院議員選挙費1,671万4,000円の皆減、教育費道委託金で117万9,000円の皆減などがあります。

次に、18款繰入金は18億7,596万2,000円で、前年度と比較して1,628万6,000円の減となります。主な要因につきましては、財政調整基金繰入金で1,722万3,000円の減、まちづくり事業基金繰入金1億3,129万5,000円の減、社会福祉事業振興基金繰入金1億2,830万円の増、森林環境整備基金繰入金374万円の増であります。

次に、20款諸収入7億3,232万円で、前年度と比較して6,216万1,000円の減となります。主な要因につきましては、2目公社貸付金収入で砂川市土地開発公社貸付金6,100万円の減、7目雑入でいきいきふるさと推進事業助成金479万1,000円の皆減などがあります。

33ページを御覧ください。次に、21款市債は23億8,780万円で、前年度と比較して40億350万円の減となります。主な要因につきましては、1目土木債で310万円の増、2目過疎対策事業債で42億2,490万円の減、3目緊急防災・減災事業債で480万円の減、4目緊急自然災害防止対策事業債で2,950万円の増、6目公共施設等適正管理推進事業債で2億7,690万円の皆増、7目こども・子育て支援事業債で680万円の皆増、廃目となる脱炭素化推進事業債で9,110万円の皆減などがあります。

以上が歳入であります。予算書の196ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○副議長 小黒 弘君 それでは、休憩中の会議を開きます。

議案第8号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。なお、ページ数は紙の予算書のページ数でご説明いたします。予算書の213ページを御覧願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億183万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。228ページを御覧願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比444万1,000円の増額は、主に一般管理事務に要する経費のうち、給料、職員手当の増によるものであります。なお、アンダーラインを付しております保守点検委託料79万2,000円は国民健康保険標準システムの操作について支援を受けるもの、システム改修委託料209万5,000円は令和8年度から新たに始まる子ども・子育て支援金制度について保険税の徴収に対し必要なシステム改修を行うもの、全国町・字ファイル使用料14万3,000円は、国保標準システムのクラウドに必要となる全国の地名の最新情報更新等について契約形態の見直しによるものであります。

230ページです。3項1目特別対策事業費で対前年度比166万7,000円の増額は、主に収納率向上対策に要する経費のうち、ガバメントクラウド利用料の増によるものであります

2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年度比730万円の減額、232ページです。2項1目高額療養費で対前年度比18万1,000円の増額は、それぞれ令和7年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。

234ページです。3款国民健康保険事業費納付金合計で対前年度比3,122万3,000円の増額は、本年1月に北海道が行った令和8年度国保事業費納付金本算定により、全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数及び所得等の状況に応じて案分した結果、増額となったものであります。なお、アンダーラインを付しております子ども・子育て支援納付金に要する経費745万9,000円は、新たに始まる子ども・子育て支援金制度に伴い追加されたもので、子育て支援の拡充に必要な費用を北海道が全道の各市町村の被保険者数、所得等の状況に応じて案分し、算出した金額を納付するものでありま

す。

4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年度比79万2,000円の増額は、主に特定健康診査等に要する経費のうち、会計年度任用職員の職員手当等人件費の増とアンダーラインを付しておりますデータヘルス計画中間評価支援業務委託料は令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とする砂川市国民健康保険第3期保健事業実施計画の中間評価を行うための経費の増によるものであります。

236ページです。5款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年度比7万1,000円の増額は、国保基金積立金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては217ページ、総括でご説明いたします。1款国民健康保険税は2億625万5,000円で、対前年度比1,562万3,000円の増額であり、主に医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る所得割課税対象額の増によるものであります。

3款道支出金は14億7,856万1,000円で、対前年度比412万4,000円の減額であり、主に保険給付費減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減によるものであります。

4款財産収入は96万8,000円で、対前年度比7万1,000円の増額であり、基金運用による利子の増によるものであります。

5款繰入金は2億1,404万1,000円で、対前年度比2,008万4,000円の増額であり、主に一般会計繰入金のうち、事務費分の増及び国保基金繰入金の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の240ページから247ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。なお、ページ数については紙の予算書のページ数でご説明いたします。予算書の279ページを御覧願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,349万8,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。290ページです。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比1,213万5,000円の減額は、主に情報システム標準化・共通化業務委託料の皆減によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年度比3,669万4,000円の増額は、主に保険料分負担金の増によるものであります。

3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年度比30万1,000円の減額は、健康診査事業費の後期高齢者健康診査委託料の増及び保健・介護一体的実施推進事業費の人員費の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては283ページ、総括でご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は2億9,685万1,000円で、対前年度比3,895万5,000円の増額であり、主に所得割賦課対象額の増及び子ども・子育て支援金分の皆増によるものであります。

2 款後期高齢者医療広域連合支出金は106万7,000円で、対前年度比21万7,000円の増額であり、主に長寿・健康増進事業実施による保健事業費補助金の皆増によるものであります。

3 款繰入金は4億4,493万1,000円で、対前年度比1,490万1,000円の減額であり、主に一般会計繰入金のうち、事務費分繰入金及び療養給付費分繰入金の減によるものであります。

5 款諸収入は64万8,000円で、対前年度比4万8,000円の増額であり、後期高齢者健康診査負担金の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の294ページから299ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 議案第9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の249ページを御覧願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,292万8,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。262ページを御覧願います。1 款総務費、1 項1 目一般管理費でアンダーラインを付しております事業計画策定に要する経費766万3,000円は、令和9年度から11年度までの3か年を計画期間とする第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に要する経費であります。

264ページを御覧願います。2 款保険給付費、1 項1 目居宅介護サービス給付費で対前年度比1,063万6,000円の増額は、訪問看護及び通所リハビリテーションの前年度利用実績に基づくものであります。

2 目地域密着型介護サービス給付費で対前年度費1,547万1,000円の減額は、地域密着型通所介護の前年度利用実績に基づくものであります。

3 目施設介護サービス給付費で対前年度比2,042万6,000円の増額は、介護老人福祉施設の前年度利用実績に基づくものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては253ページの総括でご説明申し上げます。

す。1款保険料は3億2,670万5,000円で、対前年度比928万5,000円の増額は、第1号被保険者の所得の増によるものであります。

2款分担金及び負担金は36万円で、対前年度比5万4,000円の増額は、紙おむつ利用件数の前年度利用実績に基づくものであります。

3款国庫支出金5億803万円で、対前年度比469万7,000円の増額、4款支払基金交付金5億999万5,000円で、前年度比558万5,000円の増額、5款道支出金2億9,614万7,000円で、対前年度比393万3,000円の増額は、いずれも保険給付費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入76万7,000円は、基金運用利息であります。

7款繰入金3億4,091万5,000円で、対前年度比3,559万6,000円の減額は、情報システム標準化委託及び高齢者台帳管理システム導入事業の終了に伴う一般会計繰入金の減などによるものであります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の276ページ及び277ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書、予算説明書の1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は処理区域面積823ヘクタール、年間有収水量129万3,000立方メートル、個別排水処理施設事業は年間有収水量2万5,155立方メートル、主要な建設改良事業は公共下水道整備事業1億7,911万円、個別排水処理施設整備事業1,703万9,000円とそれぞれ予定したところであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は7億411万7,000円、下水道事業費用は5億6,574万4,000円と予定額を定めたところであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は2億4,747万5,000円、資本的支出は5億1,923万6,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,176万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,465万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,176万4,000円及び当年度利益剰余金処分額7,534万2,000円で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで5種類の企業債の限度額の合計を1億5,620万円と定めるものであり、起債の方法、利率及び償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

3ページを御覧いただきます。第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用、(2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費3,672万8,000円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億4,137万9,000円であると定めるものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち7,534万2,000円は、減債積立金として処分するものと定めるものであります。

4ページをお開き願います。実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを表示しておりますのは新規事業あるいは臨時事業であります。初めに、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は1目下水道使用料の減、2目雨水処理負担金の減により、前年度より1,864万1,000円減の3億9,802万2,000円を予定し、2項営業外収益は主に2目他会計補助金の減、3目長期前受金戻入の増などにより、前年度より3,770万1,000円減の3億609万5,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は、主に2目ポンプ場費で修繕費の増、3目流域下水道管理費で水量負担単価の改定による増、ここで8ページになりますが、5目総係費で物価高騰などによる事務委託負担金の増、続いて10ページになりますが、6目減価償却費で無形固定資産のソフトウェアの増などにより、ここで6ページに戻ります。前年度より1,398万円増の5億3,476万2,000円を予定したところであります。

再度10ページになります。2項営業外費用は、主に2目消費税及び地方消費税で課税売上税額の減少により前年度より220万円減の2,993万2,000円を予定したところであり、3項特別損失5万円、4項予備費100万円はそれぞれ前年度と同額を予定したところであり、

12ページをお開き願います。資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債は建設改良費に充てる企業債の増に伴い、前年度より5,790万円増の1億5,620万円を予定し、2項出資金は企業債償還金の減により、前年度より155万2,000円減の817万1,000円を予定し、3項国庫補助金は社会資本整備総合交付金事業の増加に伴い、前年度より6,010万円増の8,210万円を予定し、4項分担金及び負担金は前年度より19万1,000円減の71万4,000円を予定し、5項長期貸付金収入は前年度と同額の29万円を予定したところであります。

14ページをお開き願います。資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費は1目公共下水道整備事業費で、令和8年度の交付金事業の内容につきましては15ページになります。15ページの真ん中ほどになりますが、17節委託料の説明欄に記載しております委託の4事業並びにその下の24節工事請負費の説明欄に記載の2事業をそれぞれ予定しているところであります。

14ページに戻りまして、2目流域下水道整備事業費で北海道が実施する流域下水道整備の工事費等の増、3目個別排水処理施設整備事業費で合併処理浄化槽設置工事費の単価の増により、建設改良費全体で前年度より1億5,340万円増の2億5,789万6,000円を予定したところであります。

2項企業債償還金は、起債の償還完了などに伴い、前年度より2,495万6,000円減の2億6,034万円を予定し、3項長期貸付金100万円は前年度と同額を予定したところであります。

なお、16ページ以降につきましては財務諸表など予算に関連する資料となりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、業務の予定量であり、病床数は365床、年間患者数は入院を10万7,040人、外来を23万2,259人とし、1日平均患者数は入院を293人、外来を964人としたところであります。主な建設改良事業は、1、院舎改修事業、2、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は142億8,662万8,000円、病院事業費用は160億7,551万7,000円と定めるものであり、資金不足額の解消に充てるため、企業債12億2,200万円を借り入れるものであります。

2ページになります。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は20億1,841万円、資本的支出は26億1,373万円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,532万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、院舎改修事業の起債限度額を3,240万円、医療機械器具整備事業の起債限度額を15億3,850万円、経営改善推進事業の起債限度額を12億2,200万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を25億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は、

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

3ページになります。第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費84億6,601万6,000円、交際費350万円と定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を医療情報システム、全身用CT装置など、記載のとおりとするものであります。

4ページになります。収益的収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益は、前年度より4億3,383万6,000円増の128億1,891万円を予定したところであります。これは、令和7年度決算見込みを基に算出した額に脳卒中集中治療室の新規開設による増収や疾病ごとの適正な入院期間の退院調整を徹底することで診療単価の増加を図るものであります。内訳といたしまして、1目入院収益で2億4,895万6,000円増額、1人当たりの診療単価では5,236円増の8万1,573円、2目外来収益で1億6,493万2,000円増額、1人当たりの診療単価では373円増の1万6,324円、3目その他医業収益で1,994万8,000円増額を予定したところであります。

2項医業外収益は、前年度より5,742万6,000円減の13億8,179万5,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目補助金で6,905万1,000円減額、6ページになります。2目負担金交付金で市からの繰入金399万3,000円減額、4目長期前受金戻入で償却資産の財源としての補助金及び寄附金が増加したことにより1,391万3,000円の増額を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は245万7,000円減の7,078万7,000円、4項院内保育事業収益は531万6,000円減の1,483万6,000円を予定したところであります。

8ページになります。5項特別利益は、前年度同額の30万円を予定したところであります。

10ページになります。収益的支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用は、3億9,266万6,000円増の156億7,807万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目給与費で職員数の減による減少はあるものの、主に6節退職給付費で令和3年度以降一般職の普通負担金については納付が不要となっておりますが、令8年度に再び納付が発生することとなったことから2億8,332万9,000円増額、12ページになります。2目材料費で医業収益の増加に伴い1億1,958万5,000円増額、3目経費は物価高騰、賃金上昇に伴い各費用で増加傾向にありますが、修繕費や賃借料、委託料などにおいてコスト削減のための契約内容や運用方法の見直しを図るなど、7,416万9,000円減額を予定したところであります。

16ページになります。4目減価償却費で1,442万6,000円減額、5目資産減耗費で電子カルテなどの医療情報システム更新に伴う除却費の増加に伴い7,929万7,000円増額、6目研究研修費で950万円減額を予定したところであります。

18ページになります。2項医業外費用は3,362万9,000円増の1億3,197万円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債及び一時借入金利息の増に伴い3,703万6,000円増額を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は52万3,000円増の1億5,394万円を予定したところであります。内訳としましては、1目給与費で職員数の減による減少はあるものの、6節退職給付費で医業費用、給与費と同様に令和8年度に再び納付が発生することとなったことから、184万8,000円増額、20ページになります。2目経費で132万5,000円減額を予定したところであります。

22ページになります。4項院内保育事業費用は、391万円増の4,253万6,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては147万8,000円減の6,899万3,000円を予定したところであり、主に北海道市町村職員退職手当組合追加負担金の精算によるものであります。

26ページになります。資本的収入であります。1項企業債は主に医療機械器具整備事業に係る借入予定額で12億9,080万円増の15億7,090万円、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で175万2,000円増の652万8,000円を予定したところであります。

3項出資金は、1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い、607万8,000円増の4億4,098万1,000円を予定したところであります。

28ページになります。資本的支出であります。1項建設改良費は、1目院舎改修費では医療ガス設備などの更新を図るもので、2目資産購入費では医療情報システムの更新や全身用CT装置などの医療機械器具の整備を図るものであり、15億8,633万4,000円を予定したところであります。

資産購入費につきましては、附属説明資料を添付しておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において1,727万円増の10億183万6,000円、3項投資は1目長期貸付金において看護学生へ修学資金の貸与を行うもので216万円減の2,556万円を予定したところであります。

30ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 局長、発言があるなら私に言って。

病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) すみません、今ほどの説明で研究研修費950万円減額のところを私95万円の減額と間違えました。失礼いたしました。訂正しておわび申し上げます。

〔「逆じゃない」との声あり〕

○副議長 小黒 弘君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時40分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を再開します。

病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 失礼いたしました。950万円の減額と言いましたが、95万円の減の誤りでございます。再度訂正しておわび申し上げます。

○副議長 小黒 弘君 以上で各議案の提案説明を終わります。

#### ◎休会の件について

○副議長 小黒 弘君 お諮りします。

3月13日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月13日は休会することに決定しました。

#### ◎散会宣告

○副議長 小黒 弘君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時41分